

建築物の増改築時等の建築確認

(1) 増改築等の際の石綿除去等の義務付け

建築物の増改築、大規模な修繕・模様替えの際には、建築基準法に基づき既存部分に吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウールがある場合は、次のとおり、その除去等が義務付けられています。

- ①平成18年10月1日時点の面積の1/2を超える増築・改築
既存部分の吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去
- ②平成18年10月1日時点の面積の1/2以下の増築・改築
既存部分の吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去、封じ込め、囲い込み
- ③大規模な修繕・模様替え
既存部分の吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去、封じ込め、囲い込み

(2) 増改築等の建築確認申請

建築物の増改築、大規模な修繕・模様替えを行う場合は、事前に建築確認申請が必要です。この際に、既存部分の石綿の有無等の状況について「既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書」を併せて提出してください。

- 建築確認申請の概要
 - ・申請者：建築主
 - ・申請時期：工事着手前（建築確認後工事着手が可能）
 - ・申請先：特定行政庁*1（P36参照）または指定確認検査機関*2

*1 特定行政庁：

大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市で工事を行う場合はそれぞれの市、その他の場合は、大阪府

*2 指定確認検査機関：

建築基準法に基づき建築確認と検査を行う団体

（指定確認検査機関の一覧は、大阪府のホームページに掲載しています。）

URL <http://www.pref.osaka.jp/kenshi/kikaku/kan/index.html>

注：増改築等の建築確認申請には、既存建築物の検査済証が必要です。検査済証のない建築物については、特定行政庁にご相談ください。

- 「既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書」について

建築士などの専門知識を有する者に石綿の有無等について調査を依頼し、調査書を作成してください。（石綿の確認方法については、P11参照）

また、「既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書」には、当該調査の調査範囲のわかる図面（平面図）を添付してください。

(既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書の例)

既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書			
1. 調査建築物の概要 大阪府内建築行政連絡協議会標準様式			
確認済証番号	昭和・平成 年 月 日 第 号		
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有り (昭和・平成 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し		
建物主要用途	構造種別	<input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> W造 <input type="checkbox"/> その他	
建築面積	m ²	階数	地上 階 / 地下 階
延べ面積	m ²	耐火・準耐火	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他
2. 調査した日			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
3. 調査した者			
()級建築士 ()登録 第 号			
()級建築士事務所 ()登録 第 号			
事務所名:			
氏名: 印 (連絡先:)			
4. 調査の方法			
<input type="checkbox"/> 設計図書等による確認 <input type="checkbox"/> 建材の分析結果 <input type="checkbox"/> その他の方法()			
5. 調査の結果			
吹付け石綿・吹付けロックウールの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			
<div style="border-bottom: 1px solid black; width: 30%; margin: 0 auto; display: inline-block; padding-bottom: 2px;">建築主</div> 印			
<p><記入上の注意事項></p> <p>① 当調査書は、増築等をする棟について記入してください。</p> <p>② 「5. 調査の結果」の欄については、石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散させるおそれのないものとして国土交通大臣が定めた建築材料以外の建築材料(吹付け石綿・吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの)の使用の有無について記入してください。</p> <p>③ 記入にあたっては、該当する項目の口部分に"し"印をいれてください。</p> <p>④ 当該調査書には、必要により、調査範囲のわかる図面(平面図等)を添付してください。</p>			

調査を行った日を記入してください。

調査を行った建築士等の登録番号、氏名等を記入し、必ず当該調査者が押印してください。

調査方法をチェックしてください。また、「その他の方法」の場合は、具体的に記入してください。

吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの有無を記入してください。

建築主の氏名を記入のうえ、必ず押印してください。

(3) 増改築等の中間検査・完了検査

建築確認申請が提出され、確認済証が交付された建築物は、建築基準法で定める中間検査および完了検査を受けなければなりません。ただし、中間検査の対象とならない建築物もありますので、対象となる建築物であるかご確認ください。

既存部分に吹付け石綿等がある場合は、完了検査申請時に下記の書類等を提出してください。

- 石綿等の除去を行った場合：工事写真等
- 石綿等の囲い込み、封じ込めを行った場合：工事写真等（封じ込め剤として国土交通省の認定品以外の飛散防止剤を使用した場合は、その性能を証明する資料を添付）